

3) 品目名：木質系舗装材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	1 秋田県土木工事共通仕様書第2編第2章第4節2-2-4-1を満た すこと。 2 雨水等による資材の流出、剥がれ等について、支障のないこ とが試験施工、施工実績等で確認できること。 3 表層材として使用する場合は、製品のすべり抵抗値について、 舗装設計施工指針（社団法人日本道路協会）の規格に適合して いるか、または当該規格と同等と認められる規格に適合してい ること。
循環資源の配合率	原材料として循環資源を50%以上（容積割合）使用している こと。 ただし、上記配合率未滿であっても合理的な理由が明確に示さ れる場合は、この限りでない。

平成16年9月13日制定

令和3年3月15日改訂

【参考：舗装設計施工指針（社団法人日本道路協会）】

（平成16年8月末日現在）

すべり抵抗値	湿潤状態で BPN 40以上
--------	-------------------